

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
 310-0853
 水戸市平須町1-93
 Tel 029-305-3075
 Fax 029-305-3317
 e-mail iba-kou@mito.ne.jp

2018年地公労妥結～5年連続の賃上げ実現～

今年は12月に県議選がある関係で、地公労交渉が早まり、10月23日の第2回交渉で妥結しました。交渉の冒頭で、県当局から「人事委員会勧告の完全実施」の提案がありました。

地公労（県職連合、茨教組、茨高教組、自治労）は年内の差額支給をめざして交渉に取り組み、第1回交渉で県当局が提案した「再任用職員の勤勉手当への評価結果の反映」「通勤手当の見直し」の2点については来年度実施を撤回させることができました。

茨城県の妥結結果は以下の通りです。

妥結結果

1. 給料、ボーナスの引き上げ

①公民較差にもとづく給料表のプラス改定（平均 0.16%・609円）

* 2018年4月に遡って引き上げる。

* 30代前半くらいまで1000円～1500円up、40歳位～再任用職員は400円up。

②ボーナスの支給月数の引き上げ

* 2018年12月より実施、勤勉手当に配分。

* 年間支給月数

4. 40月→4. 45月

大阪では、人事委員会勧告でマイナス0.05月の勧告になっている、ボーナスが鳥取県の4.00月など4.45未満になっている県が6県あります。

2. 女性活躍及び両立支援について

①女性活躍及び職員の仕事と生活の両立支援については、家族看護休暇等の休暇制度を含め、引き続き、精力的に地公労と協議していく。

長時間労働の改善を

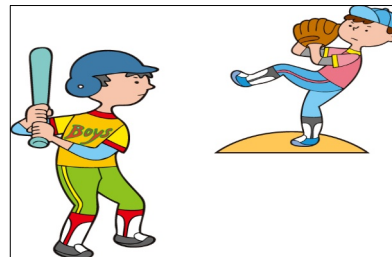
人事委員会勧告では、長時間労働の縮減・改善なども提起さ

れていますから、組合としても引き続き長時間労働の縮減・改善の取り組みを強化していきます。

国の「働き方改革」関連法でも、超過勤務の上限規制は原則月45時間とされていますから、夕方19時以降は学校に残らないなどを全ての学校で守っていく必要があります。

上限規制の管理責任は各学校の管理職にあります。長時間労働を誰がしているのか、どれくらいしているのかを管理職が把握することは法令上も厳しく規定されています。コンプライアンスと言うなら、管理職が労働時間の管理をしないことこそコンプライアンス違反です。

また、前日の仕事の終了時間から翌日の仕事開始時間まで11時間以上空けるといふ「業務間



インターバル規制」を職場のルールにしていく必要があります。そのためにも、勤務時間や長時間労働の記録は必要不可欠です。

そして、こうした長時間労働縮減・改善の取り組みが、療休者を減らしていくことにつながっていることをみんなで確認していく必要があります。

長時間労働の縮減・改善は働きやすい職場づくりにとって一番欠かせないことになっています。

11月25日につくばで 過労死等防止対策推進シンポジウム

11月25日（日）に13時30分からつくば市の国際会議場を会場に「過労死等防止対策推進シンポジウム」が開催されます。シンポジウムは厚生労働省が主催です。

基調講演はNPO法人POSSEの理事長板倉昇平氏で、板倉氏は「ブラック企業」問題の啓発活動を続けてこられた方で、2014年には個人加盟の労働組合である「総合サポートユニオン」を立ち上げています。

基調講演のテーマは「過労死問題解決のための支援団体の取り組み」で、過労死をなくすためには何が必要なのか、過労死を引き起こす労働の実態はどう

なっているのかなどが具体的な事例をもとに語られます。

また、体験談発表として過労死ご遺族による体験談発表が2名の方からあります。

詳しくは、ネットでチラシを検索して、参加申し込みもネットでできます。是非、参加を。

18年度第1回総括衛生委員会報告

10月24日（水）に第1回総括安全衛生委員会が開催されました。以下はその概要です。

(1) 労働安全管理体制に関する調査結果

今回の委員会の中で、免許保有者数が報告されました。

- ア いない 39校
- イ いる 81校（113名）

この報告から、衛生管理者免許を有する者がいる81校中、47校しか衛生管理者となっておらず、34校（県立学校の28.5%）では免許を有する者がいながら衛生管理者に選任していない現状にあることが分かります。何のための養成事業なのか、ちぐはぐな印象を受けると健康管理医の委員からも指摘がありました。

(2) 県立学校における教職員の公務災害について

公務・通勤災害一覧によると、2017年度は39件、2018年度は8月ま

で6件ありました。2017年度は通勤災害が2件ありました。

公務災害では、体育の授業中や部活指導中の怪我也多いのですが、任命権者が計画・実施したレクリエーション参加中の負傷も公務災害となります。昨年度も職員レクリエーションに参加中の負傷で公務災害となっています。

公務災害の制度を、教職員がよく理解していないために、届けの遅れ等もあるようです。管理職も含めて同僚の教職員が申請しやすい職場環境を作っていく必要があります。

(3) 県立学校教職員ストレスチェック事業

昨年度までは9月上旬に実施されましたが、夏季休業明けすぐという時期を見直すことを昨年度の総括安全衛生委員会の中で要望しました。

本年度は7月実施となったことは教職員のストレスをより正確に反映させるといふ点では改善されていると言えます。

職場に届いたデータも昨年より詳しくなっていると職場からの報告も出され、徐々に改善していることはうれしいことです。

また、昨年は最初の記入で不備があった場合、何も判定されませんでしたでしたが、一度受検して不備があった場合、返却して再送付することが出来るように改

善されています。

ただし、ある学校では常勤講師などにストレスチェックが行われなかったという重大なミスがあったのではないかと意見がされました。もし、このことが事実であれば大変な問題です。

再発を起こさないようによく周知していくことが求められます。

今回は中間報告ですが、今年度の高ストレス判定者は899人、割合は11.9%でした。昨年度は各々661人、8.7%。7月実施となったことで判定者が増えたのかもしれませんし、職場が厳しい状況になったのかもしれません。

(4) 勤務時間実態調査結果について

2018年6月の「勤務時間実態把握調査結果」では、平日の超過勤務時間が高校では、0時間及び0~45時間が3001人64.14%ですが、80時間超えが209人(4.47%)になっています。

特別支援学校では、0時間及び0~45時間が1625人74.75%ですが、80時間超えが11人(0.51%)になっています。

現行の実態調査でもっとも問題なのは、平日の超過勤務時間数のみで超過勤務をしている人数を集計していることです。

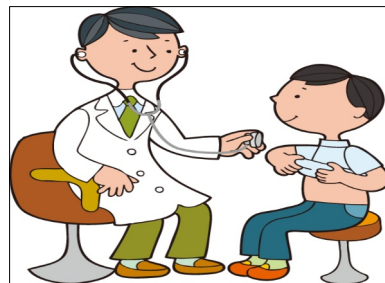
仕事量を無視して平日残れる時刻を制限する学校も出始めていることが明らかになりました。

超過勤務しなければ、家に持ち帰って毎日5時間仕事をしていても超過時間数は0時間の扱いとなっているためです。同様に、勤務日には超過勤務しないで、土日祝日に学校で仕事をしていても超過勤務時間は0時間です。

週休日の部活動と平日の超過勤務は別々に集計がされており、一人一人の教職員が1ヶ月にどれだけ働いているのかを把握することはできません。

例えば、高校で80時間超えの教職員が209人となっていますが、週休日の部活動の従事時間を加算した場合、50時間の部活動指導を行っていれば、130時間の超過勤務として算出しなければ、勤務時間実態調査の意味が薄れてしまいます。

実態調査というのであれば、まず、一人一人、持ち帰りや週休日及び休日を含めた時間の実態を把握するところからはじめないと、本当の勤務実態調査にならないと委員会では意見が出されました。至急改善するように組合は、要求していきます。



東海第二原発20年延長認可されたが、再稼働はあり得ない!!

原子力規制委員会は、11月7日に首都圏唯一の原発である日本原子力発電(原電)の東海第二原発の20年延長を認可しました。

東海第二原発は、今年11月28日に運転開始から40年になり、本来ならば廃炉にすべき原発です。原子力規制委員会は、原発の運転期間を原則40年とし、延長は「例外中の例外」としてきました。東海第二原発は、福島原発と同じ沸騰水型の旧式の原発で、東日本大震災で外部電源が喪失し、一部の非常用ディーゼル発電機が水没した原発です。

今回の認可は規制委員会のルールを形骸化するものです。

再稼働はあり得ない

規制委員会の認可が決定しても再稼働が決まったわけではありません。新基準に沿う防潮堤建設などの安全対策工事が終了しなければ、再稼働ができません。工事が終了するのは2021年3月で、その工事費用は約1740億円です。原電が準備できずに東電と東北電力に資金援助をしてもらうことになっています。

そして、何よりも問題なのは東海第二原発の30キロ圏内には茨城県民の3分の1にあたる96万

人が居住していることです。

避難計画策定が焦点になっていますが、実効性のある避難計画ができないのが実態です。

水戸市の高橋市長は「避難計画ができて、住民の合意が得られなければ再稼働の議論はできない」と回答しています。

また、放射能が1ミリシーベルトを超えた場合、バスの運行はできないと茨城県バス協会の担当者は県に伝えています。

原電は今年の3月に、県と東海村に加え、周辺の日立、ひたちなか、那珂、常陸太田、水戸の6市村と東海第二原発の再稼働に際し、事前了解を得ることを盛り込んだ安全協定を締結しています。

当面は原電がいつ再稼働を表明し、6市村の「協議会」がどのような結論を出すかが問われていますが、茨城県に生活する私たち一人一人が再稼働反対の声を大きくして、県知事や関係市町村長に再稼働反対の意思を伝えていく必要があります。

東海第二原発の再稼働問題は全ての茨城県民の生活、生命に関わる重大な問題で、再稼働はあり得ません。